

任意継続加入手続の郵送受付について

【条件】

- ① 在職期間（被保険者期間）が2ヵ月以上あること。
- ② 資格喪失（退職日の翌日）後20日以内（必着）に手続をすること。
- ③ 手続き後、定められた納付期限までに保険料を納めること（初回保険料は申請時期により2ヵ月分必要となることがあります）。

【提出書類等】

- ① 「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」
- ② 現住所の確認できるもの
例：運転免許証、住民票、公共料金の請求書・領収書等のいずれかのコピー
- ③ 被扶養者の申請がある場合の必要書類
『被扶養者添付書類一覧』を参照し、必要書類を添付してください。なお、書類に不備がある場合は、一度申請書を返却させていただくこともありますので、よくご確認ください。
- ④ 「任意継続被保険者の皆様へ」
- ⑤ 初回分保険料

【保険料の前納制度】

健康保険法の規定により、任意継続の保険料は毎月定められた期限（原則として毎月10日）までに納付しなければ資格を喪失してしまいます。

また、任意継続には当年度の保険料を予め納付できる前納制度があります。振り込み忘れなどによる資格喪失の防止にもなりますし、前納制度には保険料の割引や、振込手数料が節約できるなどのメリットもあります。

資格取得から数ヶ月間は利用できないケースがありますので（4. 前納制度が利用できない場合参照）、詳しくは印刷健保 徴収課まで事前にお問い合わせください。

1. 保険料前納制度の種類

【半年前納】・・・4月（または任継加入月の翌月）～9月
10月（または任継加入月の翌月）～翌年3月

【一年前納】・・・4月（または任継加入月の翌月）～翌年3月

2. 前納制度の納付期限

対象となる月の前月末日（例：4月分以降を前納する場合は3月末日）

3. 前納制度による保険料割引

保険料の金額や前納対象月数により異なりますので、詳しくは印刷健保 徴収係までお問い合わせください。

4. 前納制度が利用できない場合

任継加入手続を資格取得日の属する月の翌月にまたがって行なった場合は、10月分以降もしくは翌年4月分以降まで前納制度を利用できません。

例1：3月25日退職・26日資格喪失（＝任継資格取得）で4月に入って任継加入手続を行った場合、4月分～9月分は月払い。10月分～前納制度利用可。

例2：10月30日退職・31日資格喪失（＝任継資格取得）で11月に入って任継加入手続を行った場合、11月分～翌年3月分は月払い。翌年4月分～前納制度利用可。

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書（記載例）

1) 被保険者の申請

（喪失日から20日以内に印刷健保へ届け出てください）

申請日 令和 5年 4月 1日

記号	8365	申請者名	① 全印 健太		性別	生 年 月 日	年 齢
番号	600				男	昭・平	60 歳
					女	38年 3月 22日	
住民票住所	〒110 - 8646 東京都台東区東上野1-7-2						
		自宅	03 (5834) 3180		携帯	090 (0001) 0001	
送付先住所	② 自宅 () 携帯 ()						
退職時の所属事業所名	全国印刷㈱			喪失年月日	③ 令和 5年 4月 1日		
				(退職日の翌日)			
納付方法選択区分	④ 毎月納付		半期前納	年度前納			
(いずれかを○で囲んでください)							

① 被保険者ご本人のお名前をご記入ください

② 住民票の住所と連絡先が違う場合に記入してください

③ 資格喪失日より引き続き任意継続の資格を取得します

2) 被扶養者の申請

※前納を希望される時は必ず事前に組合までお申し出ください。

（ご家族の申請がある場合は必ず裏面をご覧ください、必要な添付書類をご用意ください。）

氏 名	性別	生 年 月 日	続 柄	収 入	同居・別居
フリガナ ゼンイン ヤスコ	男・平	昭	妻	有・年間	同・別
⑤ 全印 康子	女	39年 3月 3日		無	
フリガナ	男・平	昭		有・年間	同・別
	女	年 月 日		無	円
フリガナ	男・平	昭		有・年間	同・別
	女	年 月 日		無	円
フリガナ	男・平	昭		有・年間	同・別
	女	年 月 日		無	円

④ 保険料の納付方法を選択し、○で囲ってください

⑤ 被扶養者の申請する方全てを記入してください

3) 給付金振込口座

（健康保険組合より給付金を振り込む口座です。保険料の引き落としは行っておりませんので、ご注意ください。）

銀 行 名	支 店 名	口 座 番 号	口 座 名 義 (カナで記入)
⑥ みずほ	築地	普・当 0123456	ゼンイン ケンタ

⑥ 健康保険組合が給付金を振込む本人名義の口座を記入してください

申請書裏面の注意点も併せてご確認ください

任意継続資格取得（郵送手続）の流れ

1. 本人が、退職後にお勤めだった事業所へ被保険者証（お持ちの場合は高齢受給者証も）を返却



- 在職時の被保険者証は退職日の翌日より使えません

2. 事業主が、喪失届と被保険者証等を印刷健保へ提出



3. 本人が、現金書留で保険料と必要書類を印刷健保へ郵送



- 資格喪失（退職の翌日）後 20 日以内に手続が必要です
- 必要書類は『任意継続加入手続の郵送受付について』をご参照ください
- 保険料の額が不明の場合は、印刷健保までお問い合わせください

4. 印刷健保が、本人のご自宅へ被保険者証等とその後の納付書を返送



- 新しい保険証は退職の翌日から最大 2 年間まで有効（資格の無い期間はありません）

5. 本人が、印刷健保より届いた納付書で納付期限までに保険料を納付

- 納付書は郵便局での振込用紙となります

被扶養者添付書類一覧表

続柄	現況	所得証明書	給与明細 (直近3カ月)	年金額証明書	世帯全員の住民票	学生証・在学証明
妻	収入無し	(非課税証明書) ○				
	収入有り	(雑所得がある場合) ○	(給与所得がある場合) ○	(年金受給がある場合) ○		
16歳以上の子	学生					○
	収入無し	(非課税証明書) ○				
	収入有り	(雑所得がある場合) ○	(給与所得がある場合) ○	(年金受給がある場合) ○		
実父母	収入無し	(非課税証明書) ○				
	収入有り	(雑所得がある場合) ○	(給与所得がある場合) ○	(年金受給がある場合) ○		
義父母	収入無し	(非課税証明書) ○			○ ※続柄記載のこと	
	収入有り	(雑所得がある場合) ○	(給与所得がある場合) ○	(年金受給がある場合) ○	○ ※続柄記載のこと	

注意事項

- 1) 上記の一覧表は、被保険者の方と同居していることを前提としています。表の続柄以外の方及び被保険者と別居されている方を扶養される場合は、印刷健保 適用課までお問い合わせください。
- 2) 上記の一覧表は、在職中より扶養家族として認定されている方を、引き続き被扶養者として申請される場合の必要書類です。添付書類に不備があると、被扶養者として認定できませんのでご注意ください。
- 3) 外国籍の方を扶養される場合は別途、「住民票（続柄記載）」が必要になります。
- 4) 日本国内に居住していない方については、原則として被扶養者にはなれません。

〈送付先及びお問い合わせ先〉
 110-8646
 東京都台東区東上野 1-7-2
 全国印刷工業健康保険組合
 TEL 03-5834-3180

以下の同封物について をつけてご確認の後、この用紙も同封の上、現金書留にて上記の送付先へご郵送ください。

- 「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」
- 現住所の確認できるもの（運転免許証、住民票、公共料金の請求書等のいずれかのコピー）
- 16才以上の扶養家族の申請をされる場合の必要書類（いずれもコピー可）
- 「任意継続のみなさまへ」
- 初回分保険料（月がまたがる場合は2カ月分）

金額： _____ 円